## 議案第73号

狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険条例(昭和34年条例第4号)の一部を次のように改正する。 第4条中「(明治31年法律第9号)」を「(明治29年法律第89号)」に改める。

第6条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

第8条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は公布の日から、第8条の改正規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

平成26年11月26日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

## 提案理由

健康保険法による出産育児一時金の支給額が見直されることに鑑み、出産育児一時金の支給額を改定するとともに、国民健康保険法の改正に伴う所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。